

協定項目 23 - 23 (5) 号資料

その他事業（契約事務関係）について

1 協定項目の要旨・留意点

契約に関する事務に関し必要な事項を調整するものとする。

- (1) 工事等入札指名事務について
指名基準、指名業者数等について調整する。
- (2) 入札事務については
入札方法、入札保証金、最低制限価格等について調整する。
予定価格の事前公表制度については、合併時まで調整する。
電子入札の実施については、新市発足後研究することとする。
- (3) 関連資料については、別紙のとおり。

2 提案の理由

工事等入札指名事務及び入札事務について、事務の効率化や透明性等の向上を図る観点から調整し、提案する。

3 協定（協議）先進事例

愛媛県重信町川内町合併協議会（平成16年4月1日目標 新設合併）

入札制度の取扱いに関すること

- (1) 新市においては、入札に関する窓口を統合し事務の専門化・効率化を図る。
- (2) 入札に関する情報については、透明性等の向上を図る観点から、積極的に公開する。

4 参考法令等（条文等抜粋）

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（契約の締結）

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3～6 略

協定項目	23-23(5)その他事業(契約事務関係)について	専門部会名 企画財政部会
------	---------------------------	--------------

調整方針案	工事等入札指名事務及び入札事務は、川内市の例を基本に調整する。 ただし、入札参加資格の取り扱いについては、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
-------	---

項目	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
----	-----	-----	-----	-----

工事入札指名事務及び入札事務	<p>【指名委員会】 (所掌事務) (1) 指名競争入札に参加する者の資格の審査及び等級の格付けに関し意見を述べること。 (2) 次に掲げる指名競争入札に参加する者を選考すること。 ア 設計価格500万円以上の建設工事 イ 設計価格300万円以上の測量設計等委託事業 ウ 見積価格100万円以上の物品の調達又は修繕 2 前項第2号に掲げる価格未満の建設工事、測量設計等委託事業又は物品の調達若しくは修繕で、当該主管の課所長が必要と認めた場合は委員会に付議することができる。</p> <p>【委員会の構成】 (1) 建設工事 技術助役、総務部長、建設部長、水道局長及び当該工事の主管課所長(教育委員会にあっては、教育部長を含む。) (2) 測量、設計その他土木建設に関する委託 技術助役、総務部長、当該事業の主管部長及び主管課所長</p> <p>【指名基準】 入札参加資格格付審査基準 第1 工事種別等の格付は次に掲げる区分による。 1 土木工事については1等級から4等級まで 2 舗装工事については1等級から3等級まで 3 造園工事については1等級から2等級まで 4 建築工事については1等級から4等級まで 5 電気工事については1等級から2等級まで 6 管工事については1等級から3等級まで 7 水道施設工事については1等級から3等級まで 8 建築・土木・測量コンサルタントについては1等級から2等級まで 9 補償コンサルタントについては1等級 10 製造の請負、物品の購入及び役務の給付については1等級から3等級まで</p> <p>【指名業者数】 工事種別・等級毎に指名。ただし、同一等級に16行社以上ある場合には分割指名し、最大15業者。</p> <p>【指名停止基準】 (資格の停止) ・ 事故等に基づく処置基準 ・ 措置要件(虚偽記載)(過失による租雑工事)(契約違反)(公衆損害事故)(工事関係者事故) ・ 期間 1月以上2月以内 ・ 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 ・ 措置要件(贈賄)(独占禁止法違反行為)(談合) ・ (営業の停止)(故意による租雑工事等)(妨害行為)(契約不履行等)(不正又は不誠実な行為) ・ 期間 1月以上24月以内</p> <p>【談合対応】 (措置) 代表役員等、一般役員等、使用人が談合容疑で逮捕、告訴提訴されたとき。 指名停止 ・ 逮捕、告訴を知った日から3月以上24月以内</p>	<p>【指名推せん委員会】 1 指名推せん委員会は、建設工事等を発注しようとする主管課長から内申を受けて、樋脇町契約規則第21条及び第24条第1項に基づき、建設工事ならびに物品の調達(修繕を含む)に係る指名競争入札の資格者及び随意契約に係る見積者の指名のための資格者の推せんを行う。 (推せん委員会対象金額) 設計金額が30万円以上の随意契約(物品購入含む) 設計金額が50万円以上の工事請負 設計金額が30万円以上の業務委託</p> <p>【委員会の構成】 1 委員会の委員は、助役、総務課長、企画課長、経済課長及び建設課長のほか、当該工事等の主管課長並びに委員長が適当と認められたもの。</p> <p>【指名推せん基準】 1 指名推せん委員会は、建設工事等入札参加資格者能力格付(2年に1回)をもって、格付区分に属する業者の中から指名推せんの決定を行う。 2 コンサルティング業務(業務委託)の業者の選定については、資格者の中から当該業務内容等を考慮して指名推せんの決定を行う。</p> <p>【指名業者数】 1 契約担当者は、指名競争入札に参加せようとする者の指名をするときは、なるべく5人以上の者に イ 請負に付する額が5千万円未満の工事 5人以上10人を目標 ロ 請負に付する額が5千万円以上3億円未満 12人を目標 ハ 請負に付する額が3億円以上 15人を目標 2 契約担当者は、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴するものとする。</p> <p>【指名停止基準】 抜粋 1 町長は、有資格者が別表第1、第2及び第3、第4に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところに期間を定め、当該資格者について指名停止を行うものとする。 (別表1) 事故等に基づく措置基準 抜粋 ・ 過失による租雑工事(町発注工事) 当該認定した日から1ヶ月以上6ヶ月以内 ・ 契約違反(町発注工事) 当該認定した日から2週間以上4ヶ月以内 ・ 公衆損害事故(町発注工事) 当該認定した日から1ヶ月以上6ヶ月以内 ・ 工事事故(町発注工事) 当該認定した日から2週間以上4ヶ月以内 (別表2) 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 抜粋 ・ 贈賄 有資格者(個人、役員、使用人)が町職員に対する贈賄の容疑により逮捕されたとき 逮捕を知った日から公訴の提起又は、公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで ・ 不正又は不誠実な行為 当該認定した日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>【談合対応】 1 談合情報が寄せられた場合は、指名推せん委員会において情報の確認及び指名業者等の事情聴取を行い、談合の事実が確認された場合は、入札執行の延期又は入札執行の取り止めを決定し、公正取引委員会へ通知する。 2 不正行為に対する必要な措置を行う。</p> <p>【指名願いの受付】 ・ 毎年2月～3月末まで総務課で受付(紙ファイル綴じて提出依頼)後、建設課で審査確認後保管 ・ 全ての業種を随時受付</p>	<p>【指名委員会】 1 委員会は、請負工事等を発注しようとする主管課長から内申を受けた請負工事等について、入来町建設工事等入札参加資格審査要綱に基づき請負工事等入札指名資格者名簿(以下「指名業者名簿」という。)に登録された者のうちから、厳正かつ公平に選定し指名するものとする。 2 委員会は、入来町工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づき、業者の指名停止等の審査を行うものとする。 3 委員会は、その他入札参加者の選定等に必要事項について、協議、審査を行うものとする。</p> <p>【委員会の構成】 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。 2 委員長は助役、副委員長は総務課長とし、委員は企画課長、経済課長、建設課長をもってあてるとし、委員長が必要であると認めるときは関係課長、関係課長補佐、その他委員長が適当と認められた者として認めることができる。</p> <p>【指名基準】 1 指名委員会は、次の事項を考慮して指名業者を決定するものとする。 (1) 契約しようとする請負工事等の技術的適性及び工事経歴 (2) 契約しようとする請負工事等の実施場所及び地理的条件 (3) 業者の手持ち工事の状況及び技術者数 (4) 請負工事の施工に際しての不誠実な行為の有無 (5) その他安全管理、労働福祉の状況等指名委員会が必要と認める事項 2 請負工事等入札指名格付については、規格付けを準用し前項に掲げる事項を考慮して指名の決定を行うものとする。 3 コンサルティング業務(以下「業務委託」という。)の業者選定については、第1項に掲げる事項及び専門技術部門における専門資格者(建築士、技術士、)等の設置状況を考慮して指名の決定を行うものとする。</p> <p>【指名業者数】 1 指名委員会において指名する業者数は、なるべく5人以上とする。</p> <p>【指名願いの受け付け】 ・ 2年に一度受け付け、次回は平成15年12月から平成16年2月末日まで ・ 随時受け付けあり ・ 建設課にて受け付け、紙ファイル綴じて提出依頼 ・ 業者管理システム導入なし</p> <p>【指名停止基準】 1 事故等に基づく措置基準(抜粋) ・ 過失による租雑工事 当該認定をした日から1ヶ月以上6ヶ月以内 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(抜粋) ・ 贈賄 逮捕を知った日から控訴の提起又は控訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで 3 暴力団及び関係者に基づく基準(抜粋) ・ 有資格者の役員が関係者及び経営に事実上参加 当該認定した日から6ヶ月以上12ヶ月以内 ただし、期間内に改善が認められればその日まで 4 その他の措置基準(抜粋) ・ 契約の履行に当たり、故意に工事等を租雑にし、又は物品等の納入に不正の行為をした者 当該認定をした日から3ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>【指名停止基準】 (資格の停止) 事故等に基づく措置基準 1 過失による租雑行為(町と締結した工事) 当該認定日から1月以上6ヶ月以内 2 過失による租雑行為(町以外締結した工事) 当該認定日から1月以上3ヶ月以内 3 契約違反 当該認定日から2週間以上4ヶ月以内 4 公衆損害事故(町発注の工事) 当該認定日から1月以上6ヶ月以内 5 公衆損害事故(一般工事) 当該認定日から1月以上3ヶ月以内 6 工事関係者事故(町発注の工事) 当該認定日から2週間以上4ヶ月以内 7 工事関係者事故(一般工事) 当該認定日から2週間以上2ヶ月以内 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 贈賄 1 有資格業者個人、有資格業者役員又はその使用人が、町の職員に対して行った贈賄の容疑に逮捕されたとき 逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで 八 使用人 1月以上6ヶ月以内 3 代表役員又は一般職員等が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき 逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで 4 次のイロハにあげるものが県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴されたとき イ 代表役員等 2月以上3ヶ月以内 ロ 一般職員等 1月以上4ヶ月以内 5 代表役員又は一般職員等が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき 逮捕又は公訴を知った日から2月以上5ヶ月以内 不正又は不誠実な行為 6 前各号におけるほか業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約相手として不適当であると認められる場合 当該認定日から1月以上9ヶ月以内 7 前各号におけるほか代表役員等が禁固以上の刑に当たる容疑で公訴され、禁固以上の刑若しくは罰金の規定による罰金刑を宣告され、契約相手として不適当と認められる場合 当該認定日から1月以上9ヶ月以内 暴力団及び関係者に基づく基準 1 有資格業者が又は法人である有資格業者役員等が、暴力団関係者の場合、または暴力団関係者がある有資格業者の経営に事実上参加していると認められる場合 当該認定日から6月以上12月以内ただし改善されない場合は改善されたと認められる日まで 2 有資格業者が、業務に関し不正に暴力団関係者を利用、使用したと認められるとき 当該認定日から2月以上6ヶ月以内 3 有資格業者が、不正に暴力団関係者に対し財産上の利益を与えたと認められる場合 当該認定日から6月以上12月以内 その他 1月以上12月以内</p>	<p>【指名委員会】 1 指名委員会は、請負工事等を発注しようとする主管課長から内申を受けた請負工事等について、請負工事等入札指名資格者名簿(以下「指名業者名簿」という。)に登録された者のうちから、厳正かつ公平に選定し指名するものとする。 2 委員会は、東郷町工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づき、業者の指名停止等の審査を行うものとする。 3 委員会は、その他入札参加者の選定等に必要事項について、協議、審査を行うものとする。</p> <p>【委員会の構成】 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。 2 委員長は助役、副委員長は総務課長とし、委員は企画課長、経済課長、建設課長をもってあてるとし、委員長が必要であると認めるときは関係課長、関係課長補佐、その他委員長が適当と認められた者として認めることができる。</p> <p>【指名基準】 1 指名委員会は、次の事項を考慮して指名業者を決定するものとする。 (1) 契約しようとする請負工事等の技術的適性及び工事経歴 (2) 契約しようとする請負工事等の実施場所及び地理的条件 (3) 業者の手持ち工事の状況及び技術者数 (4) 請負工事の施工に際しての不誠実な行為の有無 (5) その他安全管理、労働福祉の状況等指名委員会が必要と認める事項 2 請負工事等入札指名格付については、規格付けを準用し前項に掲げる事項を考慮して指名の決定を行うものとする。 3 コンサルティング業務(以下「業務委託」という。)の業者選定については、第1項に掲げる事項及び専門技術部門における専門資格者(建築士、技術士、)等の設置状況を考慮して指名の決定を行うものとする。</p> <p>【指名業者数】 1 指名委員会において指名する業者数は、なるべく5人以上とする。</p> <p>【指名願いの受け付け】 ・ 2年に一度受け付け、次回は平成15年12月から平成16年2月末日まで ・ 随時受け付けあり ・ 建設課にて受け付け、紙ファイル綴じて提出依頼 ・ 業者管理システム導入なし</p> <p>【指名停止基準】 1 事故等に基づく措置基準(抜粋) ・ 過失による租雑行為(町と締結した工事) 当該認定日から1ヶ月以上6ヶ月以内 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(抜粋) ・ 贈賄 逮捕を知った日から控訴の提起又は控訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで 3 暴力団及び関係者に基づく基準(抜粋) ・ 有資格者の役員が関係者及び経営に事実上参加 当該認定した日から6ヶ月以上12ヶ月以内 ただし、期間内に改善が認められればその日まで 4 その他の措置基準(抜粋) ・ 契約の履行に当たり、故意に工事等を租雑にし、又は物品等の納入に不正の行為をした者 当該認定をした日から3ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>【指名停止基準】 (資格の停止) 事故等に基づく措置基準 1 過失による租雑行為(町と締結した工事) 当該認定日から1月以上6ヶ月以内 2 過失による租雑行為(町以外締結した工事) 当該認定日から1月以上3ヶ月以内 3 契約違反 当該認定日から2週間以上4ヶ月以内 4 公衆損害事故(町発注の工事) 当該認定日から1月以上6ヶ月以内 5 公衆損害事故(一般工事) 当該認定日から1月以上3ヶ月以内 6 工事関係者事故(町発注の工事) 当該認定日から2週間以上4ヶ月以内 7 工事関係者事故(一般工事) 当該認定日から2週間以上2ヶ月以内 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 贈賄 1 有資格業者個人、有資格業者役員又はその使用人が、町の職員に対して行った贈賄の容疑に逮捕されたとき 逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで 八 使用人 1月以上6ヶ月以内 3 代表役員又は一般職員等が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき 逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで 4 次のイロハにあげるものが県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴されたとき イ 代表役員等 2月以上3ヶ月以内 ロ 一般職員等 1月以上4ヶ月以内 5 代表役員又は一般職員等が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき 逮捕又は公訴を知った日から2月以上5ヶ月以内 不正又は不誠実な行為 6 前各号におけるほか業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約相手として不適当であると認められる場合 当該認定日から1月以上9ヶ月以内 7 前各号におけるほか代表役員等が禁固以上の刑に当たる容疑で公訴され、禁固以上の刑若しくは罰金の規定による罰金刑を宣告され、契約相手として不適当と認められる場合 当該認定日から1月以上9ヶ月以内 暴力団及び関係者に基づく基準 1 有資格業者が又は法人である有資格業者役員等が、暴力団関係者の場合、または暴力団関係者がある有資格業者の経営に事実上参加していると認められる場合 当該認定日から6月以上12月以内ただし改善されない場合は改善されたと認められる日まで 2 有資格業者が、業務に関し不正に暴力団関係者を利用、使用したと認められるとき 当該認定日から2月以上6ヶ月以内 3 有資格業者が、不正に暴力団関係者に対し財産上の利益を与えたと認められる場合 当該認定日から6月以上12月以内 その他 1月以上12月以内</p>
-----------------------	--	---	--	---

川西薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-23(5)その他事業(契約事務関係)について				専門部会	企画財政部会																																																					
調整方針	工事等入札指名事務及び入札事務は、川内市の例を基本に調整する。 ただし、入札参加資格の取り扱いについては、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。																																																										
項目	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村																																																						
工事入札指名事務及び入札事務	<p>【指名委員会】</p> <p>委員会は、請負工事等を発注しようとする主管課長から内申を受けた請負工事等について、祁答院町建設工事指名競争入札参加者等の指名基準等に関する要綱に基づき、厳正かつ公平に選定し指名するものとする。</p> <p>【委員会組織】</p> <p>第1条 祁答院町契約規則(平成10年規則第7号)第21条の規定に基づいて建設工事入札者指名のための資格者の推薦をするため、建設工事の入札者指名のための資格者推薦委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 助役、総務課長、建設課長、経済課長、企画開発課長、土木管理係長、耕地係長、林政係長</p> <p>2 委員会に委員長を置き、委員長は助役をもって充てる。</p> <p>第3条 委員会は、委員長が必要に応じて召集する。</p> <p>2 委員会の議事の決定は、委員長が出席した委員の意見を尊重して行う。</p> <p>3 委員会をひらくとまがけないとき、又はやむを得ない理由があるときは、前2項に規定する手続を省略することができる。</p> <p>【指名基準】</p> <p>町が発注する建設工事の指名競争入札に参加させようとする建設業者を指名する場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第2項の規定により指名競争入札に参加させないこととされた者でないこと。</p> <p>(2) 指名に当たっては、次に掲げる事項を助案すること。 ア 建設工事場所の地域性 イ 建設業者に関する次に掲げる事項 (ア)経営状況 (イ)信用度 (ウ)手持工事量 (エ)施工についての技術的適性 (オ)安全管理の状況 (カ)労働福祉の状況 (キ)指名回数等の機会均等 ク 指名する建設業者数</p> <p>【指名業者数】</p> <p>(1) 祁答院町契約規則(平成10年規則第7号)第21条の規定により、なるべく5人以上とすること。</p> <p>(2) 祁答院町契約規則第24条の2の規定により見積書を徴する場合は、なるべく2人以上の者から徴するものとする。</p> <p>(3) 建設業者をできる限り多く指名することは差し支えないものであること。</p> <p>【指名願いの受付】</p> <p>指名願いは随時受け付けており、総務課で受付・保管。</p> <p>【指名停止基準】</p> <p>事故等に基づく措置基準</p> <p>町長は、事業主又はその使用者が次の各号に該当すると認められた場合は、一定期間を定め、その期間中当該業者の指名を停止するものとする。</p> <p>1 町工事等の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格の審査申請書及び入札参加資格の確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、町工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>2 町工事等の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑に行ったり認められるとき。(かしが軽微であると認められるときを除く)</p> <p>3 町内を施行場所とする一般工事等の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑に行ったりした場合において、それによるかしが重大であると認められるとき。</p> <p>4 第2号に掲げる場合の外、町工事等の施工に当たり契約に違反し、町工事等の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>5 町工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったことにより、次のアからウまでのいずれかに該当したとき。 ア 公衆に死者若しくは多数の負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき イ 公衆に負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。 ウ 当該町工事等の工事関係者に志望者又は負傷者を生じさせたとき。</p> <p>6 町内を施行場所とする一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったことにより、次のアからウまでのいずれかに該当したとき。 ア 公衆の死者若しくは多数の負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき イ 公衆に負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。 ウ 当該一般工事等の工事関係者に死者又は負傷者を生じさせたとき。 7 不渡手形を発行し、銀行が取引を停止したとき。</p> <p>【指名停止基準】</p> <p>(資格の停止)</p> <p>事故等に基づく処置基準</p> <p>・措置要件 虚偽記載、過失による粗雑工事、契約違反、公衆損害事故、工事関係者事故</p> <p>・期間 1月以上12月以内</p> <p>贈賄及び不正行為等に基づく措置基準</p> <p>・措置要件 贈賄、独占禁止法違反行為、談合、営業の停止、故意による粗雑工事等、妨害違反、契約不履行等、不正又は不誠実な行為</p> <p>・期間 1月以上24月以内</p>	<p>【指名推薦委員会】</p> <p>1 指名推せん委員会、建設工事等を発注しようとする主管課長から内申を受けて、里村建設工事入札者指名のための資格者推薦委員会設置規程に基づき、建設工事ならびに物品の調達(修繕を含む)に係る指名競争入札の入札者及び随意契約に係る見積者の指名のための資格者の推せんを行う。</p> <p>【委員会構成】</p> <p>・助役、総務課長、住民課長、税務課長、建設課長、保健福祉課長、委員長は助役をもって充てる。委員長に事故あるとき又は欠けるときは、総務課長がその職務を代理する。</p> <p>【指名推せん基準】</p> <p>1 指名推せん委員会は、建設工事等入札参加資格者能力格付(2年に1回)をもって、格付区分に属する者及びその上位又は直近以下に属する者の中から指名推せんの決定を行う。</p> <p>2 コンサルティング業務(業務委託)の業者の選定については、資格者の中から当該業務内容等を考慮して指名推せんの決定を行う。</p> <p>【指名業者数】</p> <p>1 契約担当者は、指名競争入札に参加させようとする者の指名をするときは、なるべく5人以上の者についてするものとする。</p> <p>イ 請負に付する額が5百万円未満の工事 3人以上を目標</p> <p>ロ 請負に付する額が5百万円以上3千万円未満 5人を目標</p> <p>ハ 請負に付する額が3千万円以上1億円未満 7人を目標</p> <p>ニ 請負に付する額が1億円以上 10人を目標</p> <p>2 契約担当者は、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴するものとする。</p> <p>【指名停止基準】</p> <p>・過失により工事を粗雑したと認められるとき</p> <p>・契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であるとみとめられるとき</p> <p>・安全管理の措置が不適切であったため、公衆並びに工事関係者に損害を与えたと認められるとき</p> <p>・有資格業者である個人、有資格者の役員又は、その使用者が村や他の公共機関の職員に対して行った贈賄の疑念により逮捕されたとき</p> <p>・競争入札等において、その公正な執行を妨げたもの又は、公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者</p>	<p>【指名委員会】</p> <p>建設工事の指名競争入札に指名する者を適正に選定する</p> <p>入札の必要に応じ助役が召集し委員会を開く</p> <p>【委員会の構成】</p> <p>助役、総務課長、建設課長、企画課長、及び主管課長</p> <p>【指名基準】</p> <p>・要綱に基づき当該年度の建設業者経営事項等審査結果を準用し、工事施工能力が下記に定められた本工事費</p> <p>に対応するもの及びその上位又は直近下位の等級に属する建設業者のうちから選定。</p> <p>・建設業者の同時施行の総工事最高施工能力を、経営規模、経営比較、信用度、手持工事の質及び量等で考慮し能力限度以上のものを選定。</p> <p>・施行地域に本店又は営業所を有する建設業者を、優先的に選定を考慮する場合においても施工能力と工事箇所との地理的条件を充分勘定のうえ選定。</p> <p>・緊急を要する工事、特殊な技術経験、機械等を要する工事、軽微な工事、その他特別な場合はこのかぎりでない。</p> <p>建設工事の種類</p> <table border="1" data-bbox="1122 662 1458 1149"> <thead> <tr> <th>建設工事の種類</th> <th>参加資格の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木工一式</td> <td>A級</td> </tr> <tr> <td>38,000千円以上</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>17,000千円以上38,000千円未満</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>7,000千円以上17,000千円未満</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>7,000千円未満</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>建築一式工事</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>70,000千円以上</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>30,000千円以上70,000千円未満</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>10,000千円以上30,000千円未満</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>10,000千円未満</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>30,000千円以上</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>30,000千円未満</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>15,000千円未満</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>5,000千円未満</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>造園工事</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>8,000千円以上</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>8,000千円未満</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>管工事</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>10,000千円以上</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>5,000千円以上10,000千円未満</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>5,000千円未満</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>電気工事</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>10,000千円以上</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>5,000千円以上10,000千円未満</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>5,000千円未満</td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table> <p>【指名業者数】</p> <p>工事入札参加資格申請書をもって審査、受理を行い、その中から事業規模に応じて事業執行課で推薦者数を設定、推薦し指名委員会へ付託する。</p> <p>500万円以下 3業者 500万円以上1000万円未満 3~5業者 1000万円以上3000万円未満 3~8業者 3000万円以上 5~10業者</p> <p>【指名停止基準】</p> <p>なし</p>	建設工事の種類	参加資格の区分	土木工一式	A級	38,000千円以上	B	17,000千円以上38,000千円未満	C	7,000千円以上17,000千円未満	D	7,000千円未満	C	建築一式工事	A	70,000千円以上	B	30,000千円以上70,000千円未満	C	10,000千円以上30,000千円未満	B	10,000千円未満	D	舗装工事	A	30,000千円以上	B	30,000千円未満	A	15,000千円未満	D	5,000千円未満	C	造園工事	A	8,000千円以上	B	8,000千円未満	B	管工事	A	10,000千円以上	B	5,000千円以上10,000千円未満	A	5,000千円未満	C	電気工事	A	10,000千円以上	A	5,000千円以上10,000千円未満	B	5,000千円未満	C	<p>【指名推薦委員会】</p> <p>1 委員会は、請負工事等を発注しようとする主管課長から内申を受けた請負工事等について、下甌村建設工事指名競争入札参加者指名要綱に基づき、下甌村契約規則(平成9年下甌村規則第11号)第22条の規定により作成された請負工事等入札指名資格者名簿(以下「指名業者名簿」という。)に登録された者のうちから、厳正かつ公平に選定し指名するものとする。</p> <p>2 委員会は、下甌村請負工事等指名停止等措置要領に基づき、業者の指名停止等の審査を行うものとする。</p> <p>3 委員会は、その他入札参加者の選定等に必要な事項について、協議、審査を行うものとする。</p> <p>【委員会組織】</p> <p>第2条 委員会は、助役、総務課長、建設課長及び経済課長で構成する。</p> <p>2 委員長は助役。</p> <p>3 助役が欠ける場合は総務課長が職務を代理する。</p> <p>【指名基準】</p> <p>1 指名推薦委員会は、次の事項を考慮して指名業者を決定するものとする。</p> <p>(1) 契約しようとする請負工事等の技術的適性及び工事経歴</p> <p>(2) 契約しようとする請負工事等の実施場所及び地理的条件</p> <p>(3) 業者の手持ち工事の状況及び技術者数</p> <p>(4) 請負工事等の施行に際しての業者の不在、不誠実な行為の有無</p> <p>(5) その他安全管理、労働福祉の状況等指名審査会が必要と認める事項</p> <p>【指名願いの受付】</p> <p>H14・1・4~H14・3・31まで有効 (経営審査評表の提出要) 建設課で受付(郵送可)</p> <p>【指名停止基準】</p> <p>(資格の停止)なし。</p>	<p>【指名推薦委員会】</p> <p>1 委員会は、請負工事等を発注しようとする主管課長から内申を受けた請負工事等について、鹿児島県建設工事指名競争入札参加資格審査要綱に基づき、鹿島村契約規則(昭和52年3月1日)により作成された請負工事等入札指名資格者名簿(以下「指名業者名簿」という。)に登録された者のうちから、厳正かつ公平に選定し指名するものとする。</p> <p>2 推薦委員会は、その他入札参加者の選定等に必要事項について、協議、審査を行うものとする。</p> <p>【委員会組織】</p> <p>第2条 委員会は委員長及び委員をもって構成する。</p> <p>2 委員長は助役とし、委員は総務課長、住民課長、経済土木課長、企画課長をもって構成する。ただし、必要がある場合には、関係職員の出席を求め説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>3 委員長が欠けたときは、総務課長がその職務を代理する。</p> <p>【指名基準】</p> <p>1 指名推薦委員会は、次の事項を考慮して指名業者を決定するものとする。</p> <p>(1) 契約しようとする請負工事等の技術的適性及び工事経歴</p> <p>(2) 契約しようとする請負工事等の実施場所及び地理的条件</p> <p>(3) 業者の手持ち工事の状況及び技術者数</p> <p>(4) 請負工事等の施行に際しての業者の不在、不誠実な行為の有無</p> <p>(5) その他安全管理、労働福祉の状況等指名審査会が必要と認める事項</p> <p>【指名】</p> <p>指名推薦委員会において指名する業者数は、なるべく5人以上の者についてするものとする。ただし、指名推薦委員会において必要があると認めるときは、必要に応じて増減することができる。</p>
建設工事の種類	参加資格の区分																																																										
土木工一式	A級																																																										
38,000千円以上	B																																																										
17,000千円以上38,000千円未満	C																																																										
7,000千円以上17,000千円未満	D																																																										
7,000千円未満	C																																																										
建築一式工事	A																																																										
70,000千円以上	B																																																										
30,000千円以上70,000千円未満	C																																																										
10,000千円以上30,000千円未満	B																																																										
10,000千円未満	D																																																										
舗装工事	A																																																										
30,000千円以上	B																																																										
30,000千円未満	A																																																										
15,000千円未満	D																																																										
5,000千円未満	C																																																										
造園工事	A																																																										
8,000千円以上	B																																																										
8,000千円未満	B																																																										
管工事	A																																																										
10,000千円以上	B																																																										
5,000千円以上10,000千円未満	A																																																										
5,000千円未満	C																																																										
電気工事	A																																																										
10,000千円以上	A																																																										
5,000千円以上10,000千円未満	B																																																										
5,000千円未満	C																																																										